社会保険制度等の確認について

（２０２４年〇月〇日現在）

1. 担当者・連絡先等について

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 担当者名 | 会社・役職 | 電話番号 | メールアドレス | WeChat ID |
| 【記載例】  森公一 | 〇〇株式会社〇〇支店　支店長  （〇〇日本商工会会長／事務局長） | 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  （〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇） | ・・・・・・＠・・・・・  （・・・・・・＠・・・・・・） | ・・・・・・・・・  （・・・・・・・・・） |

* 担当者・連絡先等については、所属されている会社・役職、会社電話番号等でお答えください。なお、商会名や商会での役職、連絡先等はカッコ内にご記入ください。

1. 社会保険制度等の負担について

各地の社会保険制度等について、最新の会社負担割合をお答えください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 時期 | 養老保険 | 医療保険 | 生育保険 | 失業保険 | 労災保険 | 住宅積立金 | 合計 |
| 【記載例】  2023年 | 16％ | 9.80％  （生育保険と合わせて） | 右記の通り | 0.80％ | 0.2％～1.9％ | 5％～12％  （最高：・・・元） | 31.8％～40.5％ |

1. その他、社会保険制度等について

各地の社会保険制度等について、負担割合以外の課題について記載ください。

|  |
| --- |
| 【記載例】   * 住宅積立金の負担割合は、2019年に18％→12％と低減されたが、低減分6％は別名目で徴取されることになった。2020年に低減分の6％の徴取は停止されることとなったが、職員代表者会合等での合意が必要。このため、低減分6％の相当額を手当等の名目で職員に支払っている企業も多い。 |

1. 暖房費について

　中国北部地域には、企業に対して、職員（退職後の職員を含む）の暖房費の補助の支払いを義務付けている地域があります。

　当地では、暖房費の補助の支払いがありますか。該当するものに「〇」又は「×」をつけてください。

* + 職員の暖房費の補助の支払い義務がある　 （　【記載例】　〇　　）
  + 退職後の職員の暖房費の補助の支払い義務がある （　【記載例】　〇　　）
  + 職員の暖房費は社会保険で賄われている （　【記載例】　×　　）
  + 退職後の職員の暖房費は社会保険で賄われている （　【記載例】　×　　）
  + その他　（具体的な内容　： 　）

1. 4．において「〇」又は「その他」に記載された方は、暖房費の補助の仕組みについて記載ください。

|  |
| --- |
| 【記載例】   * 企業は職員については、毎月一定額を支給し、定年退職後死去するまで、暖房費補助を実額負担。 * 企業は職員については、毎月一定額を支給し、更に月給の1％を定年後の暖房費補助として負担。退職後の職員については、当該職員の在職時に積み立てた前述の月給1％を地元政府の基金に積立て、当該職員が退職後、基金から支給。 * 〇〇保険の一部に含まれており、暖房費補助の会社負担割合は〇％。 |